

平成27年度 第2回中部森林管理局保護林管理委員会

会 議 次 第

平成27年12月10日 13:30～

中部森林管理局大会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 保護林の再編に当たっての考え方について (案)

(2) 木曽生物群集保護林の設定について (案)

(3) 木曽生物群集保護林に係る保護林復元部会の設置について (案)

4 その他

4 閉 会

第2回保護林管理委員会 出席者名簿

(検討委員)

所属・役職等	氏名	出欠	備考
岐阜県林政部森林整備課 課長	岩月 保樹	○	
信州大学農学部 教授	植木 達人	○	委員長
国立研究開発法人 森林総合研究所 林木育種センター遺伝資源部 部長	生方 正俊	○	
富山大学芸術文化学部 准教授	奥 敬一	○	
公益財団法人 日本野鳥の会長野支部 幹事	小宮山 義光	○	
一般財団法人 自然学総合研究所 所長	西條 好迪	○	
名古屋大学大学院生命農学研究科 教授	竹中 千里	○	
長野県木材協同組合連合会 理事	由井 正隆	○	

(五十音順) 敬称は略させていただきます。

(中部森林管理局)

所属・役職	氏名	出欠	備考
計画保全部長	江坂 文寿	○	
森林整備部長	中村 道人	○	
企画調整課長	天田 慎一	○	
計画課長	栗山 喬行	○	
保全課長	松元 和正	○	
森林整備課長	永井 隆雄	○	
資源活用課長	井上 武次	○	
技術普及課長	有井 寿美男	○	
技術普及課 企画官(自然再生)	梶澤 義継	○	
保全課 森林利用係長	大西 沙織	○	
計画課 流域管理指導官	村松 亮治	○	
計画課 生態系管理指導官	大野 裕康	○	
計画課 企画官(森林資源評価)	小須田 啓	○	
計画課 森林施業調整官	船坂 智春	○	
計画課 経営計画官	前田 英孝	○	
計画課 経営計画官	古瀬 美樹	○	
計画課 経営計画官	藤井 勝	○	
計画課 生態系保全係長	井上 日呂登	○	

第2回中部森林管理局保護林管理委員会 配席図

委員長

いわつき やすき 岩月 保樹 委員 (岐阜県林政部森林整備課長)
さいじょう よしみち 西條 好迪 委員 (一般財団法人 自然学総合研究所長)
たけなか ちさと 竹中 千里 委員 (名古屋大学大学院 生命農学研究科教授)
ゆい まさたか 由井 正隆 委員 (長野県木材共同組合連合会理事)

うえき たつひと 植木 達人 委員 (信州大学 農学部教授)
うぶかた まさとし 生方 正俊 委員 国立研究開発法人森林総合研究所 林木育種センター選伝資源部長
おく ひろかず 奥 敬一 委員 (富山大学 芸術文化部准教授)
こみやま よしみつ 小宮山 義光 委員 (日本野鳥の会長野県支部幹事)

企画調整課長	技術普及課長	資源活用課長	森林整備課長	森林整備部長	計画保全部長	計画課長	(森林資源評価) 企画官	保全課長
	(企画官) 自然再生	経営計画官	経営計画官	経営計画官	森林施業調整官	生態系保全係長	流域管理指導官	保全課 森林利用係長

傍聴席									

傍聴席									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

平成27年度 第2回中部森林管理局保護林管理委員会

配付資料一覧

会議次第

保護林管理委員会 出席者名簿

配席図

資料1 保護林の再編に当たっての考え方について(案)

資料2 保護林再編作業スケジュール(案)

資料3 木曽地域の保護林設定に当たっての検討結果について(報告)

資料4 木曽生物群集保護林に係る保護林復元部会の設置(案)

資料4 木曽生物群集保護林復元部会の運営について(案)

資料5 木曽生物群集保護林復元部会委員(案)

参考資料1 保護林制度の改正に係る林野庁長官通知と概念図

参考資料2 保護林管理委員会の運営要領と委員名簿

参考資料3 木曽地域の保護林設定検討部会の運営要領と委員名簿

参考資料4 木曽地域における保護林の現況図

別 冊 中部森林管理局管内の保護林位置図ほか

保護林の再編に当たっての考え方について（案）

1 基本方針

- 新たな「保護林設定管理要領」（林野庁長官通知）に基づき、保護林についての新たな設定、区分や区域の変更、廃止を検討すること。
- 中部森林管理局管内にある全ての保護林（141箇所）を対象として検討すること。
- 複数の保護林が近接している場合は、同一の保護林として統合することを検討すること。
- 5ha未満の小規模な保護林、単木を保全するような保護林、森林生態系や希少な野生動植物の保護・管理を目的としない保護林（特定地理等保護林、郷土の森）は、廃止を含めて検討すること。
- 保護林と「レクリエーションの森」が重複している箇所は、その重複解消を検討すること。
- 保護林の再編作業は、平成29年度末までを目途に完了させること。

2 再編作業の進め方

- 事務局（中部森林管理局計画課）において、既設の保護林を対象として、野生動植物に関する各種文献資料、地元自治体等の意向、従前からの経緯等を踏まえ、新たな3区分等に分類した保護林再編素案を作成すること。
- 再編作業は、平成29年度及び平成30年度に樹立・変更する森林計画区の森林計画編成作業の進捗に留意して行うこと。

（参考）

平成28年度樹立の森林計画区（神通川、木曾谷、飛騨川、尾張西三河）

平成29年度樹立の森林計画区（伊那谷、木曾川、東三河）

その他の森林計画区は、平成28～29年度に計画変更することにより対応予定。

- 具体的な保護林再編作業スケジュール（案）は資料2のとおり。

保護林再編作業スケジュール（案）

中部森林管理局

予定月日	保護林管理委員会	木曽地域の保護林設定検討部会	検討事項等
平成27年 10月1日	委員会の開催		保護林の再編について検討着手
10月7日		部会の開催	木曽地域の保護林について検討着手
12月2日		部会の開催	木曽地域の保護林設定（案）の作成
12月10日	委員会の開催		木曽地域の保護林設定（案）の決定
12月下旬			木曽生物群集保護林の設定に係る森林計画の変更案の公告縦覧開始
平成28年 4月1日			木曽生物群集保護林の設定
平成28年 4月～6月頃	委員会の開催		平成28年度中に再編しようとする保護林の検討（現地検討会の実施）
8月～10月頃	委員会の開催		平成28年度中に再編する保護林（案）の決定
平成29年 4月～6月頃	委員会の開催		平成29年度中に再編しようとする保護林の検討（現地検討会の実施）
8月～10月頃	委員会の開催		平成29年度中に再編する保護林（案）の決定

*上記のほか、必要に応じて委員会を開催する。

*木曽生物群集保護林復元部会は、別途開催し、その検討内容等について適宜、委員会へ報告する。

平成27年12月10日

中部森林管理局保護林管理委員会
委員長 植木 達人 殿

木曽地域の保護林設定検討部会
座長 山本 進一

木曽地域の保護林設定に当たっての検討結果について（報告）

木曽地域の保護林の設定・変更・廃止について検討を行ったので、その結果を下記のとおり報告します。

記

1. 保護林管理方針書（案）
2. 参考1 新たな保護林設定の考え方
3. 参考2 保護林設定の検討経緯等

木曾生物群集保護林管理方針書（案）

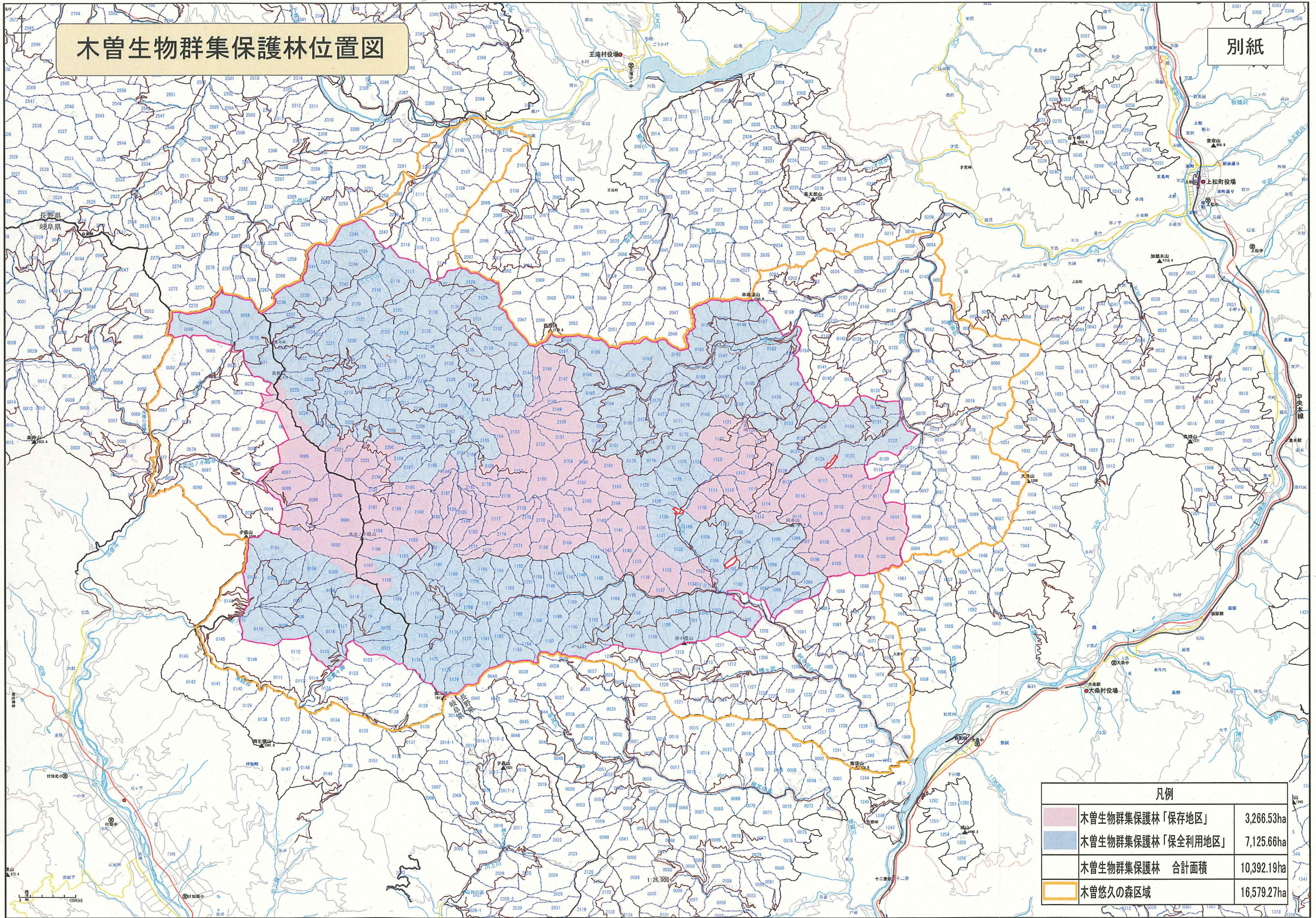
名 称	木曾生物群集保護林			
面 積	保存地区	3,266.53 ha	設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日
	保全利用地区	7,125.66 ha	変更年月日	
	計	10,392.19 ha		
位置及び区域 （森林生態系 保護地域及び 生物群集保護 林においては 保存地区、保 全利用地区そ れぞれの位置 及び区域）	森林管理署	木曾森林管理署、南木曾支署 東濃森林管理署		
	所在市町村	長野県木曾郡王滝村、上松町、大桑村 岐阜県中津川市		
	保護林の位置			
	【保存地区】			
	木曾森林管理署（2,023.09 ha）			
	小川入国有林 101～118、125 ろ～ほ・イ、126 は～ち・イ、王滝国有林 2145～2154、 2156 い・に、2157～2179、2182～2194、2198、2199 い・ろ・は、2200 い・ろ・は、2201、 2202、2221 い～に・へ・イ、2222 い・ろ・れ、2223 り・れ、2224 い・た、2225 ほ・ち林小班 南木曾支署（780.38 ha）			
	阿寺国有林 1110～1112、1113 い～ほ、1114～1123、1133～1143、1162 い、1163、1164、 1165 ろ・と、1166 ろ、1167 ろ、1168 は 林小班			
	東濃森林管理署（463.06 ha）			
	加子母裏木曾国有林 73 ろ、74 た、82 いの一部、83 いの一部、86～93 林小班 付知裏木曾国有林 105 は、106 ほ、118 ほ林小班			
	【保全利用地区】			
	木曾森林管理署（3,926.10 ha）			
	小川入国有林 122 い・イ、123、124 ろ～へ、125 い、126 い・ろ、127～130、131 い ～は、132 い、155～197 林小班 王滝国有林 2117～2144、2155、2156 ろ・は、2180、 2181、2195～2197、2199 に～り、2200 に・ほ、2203～2220、2221 ほ、2222 は～た・そ、 2223 い～ち・ぬ～た・そ～ね、2224 ろ～よ・れ、2225 い～に・へ・と・り～れ、2226～2246 林小班			
	南木曾支署（2,279.24 ha）			
	阿寺国有林 1093 い・ろ・に～へ、1094、1095、1096 ろ～ち、1097 い、1098～1100、 1101 い・ろ・に・ほ・イ、1102 い～に・へ・と・ロ、1103 ろ～へ、1104～1109、 1113 へ、1124～1129、1130 い、は～ぬ、1131、1132、1144～1161、1162 ろ～へ、1165 い・は～へ、1166 い・は・に、1167 い・は～と、1168 い・ろ・に～ぬ、1169～1203、1204 い・ろ・に～と・ロ、1205 い～に林小班			
	東濃森林管理署（920.32 ha）			
	加子母裏木曾国有林 66～71 林小班、付知裏木曾国有林 100～104、105 い・ろ・に～と・ イ、106 い～に・へ～よ、107～110、115～117、118 い～に・へ～り、119～121 林小班			
	保護林の区域			
	別紙の区域位置図のとおり			

<p>保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項</p>	<p>設定目的（対象となる野生生物名及びその現況）</p> <p>天然のヒノキ、サワラ等を含む温帯性針葉樹林は、世界的に希少といわれている。現存する温帯性針葉樹林をまとまりと連続性をもって、遺伝資源及び森林生態系を保存するとともに、人工林から天然林への誘導を通じて温帯性針葉樹林の復元を図るため、木曽地方（長野県内の木曽谷及び岐阜県内の裏木曽（加子母本谷、加子母裏木曽、付知裏木曽））の国有林を生物群集保護林に設定する。</p> <p>保護林再編に際し移行・統合等された旧林木遺伝資源保存林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤沢ヒノキ等遺伝資源保存林 81.10 ha 小川入国有林 83 い、84 い、86 い、87 い、89 い林小班（木曽谷森林計画区） 天然林のヒノキ、アスナロの天然林を遺伝資源として保存するため昭和 62 年 4 月 1 日設定、平成 28 年 3 月 31 日廃止 ・名古屋ヒノキサワラ 10 林木遺伝資源保存林 44.16 ha 加子母裏木曽国有林 88 い林小班（木曽川森林計画区） 天然林のヒノキ、サワラを遺伝資源として保存するため平成 4 年 10 月 27 日設定、平成 28 年 4 月 1 日当該保護林へ移行
<p>保護・管理及び利用に関する事項</p>	<p>これまでの保護・管理事業等の経過</p> <p>当該保護林は、温帯性針葉樹林がまとまって自然度の高い状態を構成している木曽地方の森林を厳正に保存し、併せて、これらの間に存在する人工林等を天然林へ誘導することなどを目的として、中部森林管理局長が平成 26 年 4 月 1 日に設定した「森林生物多様性復元地域」（愛称、木曽悠久の森）の区域の一部である。</p> <p>今後の保護・管理及び利用の方針</p> <p>温帯性針葉樹林への復元を図るため、保護林復元部会を設置し、復元計画を策定した上で適切に保護・管理を行っていく。また、当該保護林の保護・管理及び利用に当たっては、当該保護林を含む木曽悠久の森の取扱い等を定めた木曽悠久の森管理基本計画の考え方を踏襲する。</p>
<p>モニタリングの実施間隔及び留意事項</p>	<p>モニタリングの実施間隔は 5 年ごととする。</p> <p>調査プロットの位置と箇所数（2 箇所以上）は、保護林復元部会における検討を踏まえ決定する。</p> <p>なお、当該保護林におけるモニタリングの実施に当たっては、木曽悠久の森としてのモニタリングの実施内容等とあらかじめ調整する。</p>
<p>法令等に基づく指定概況</p>	<p>【保存地区】</p> <p>水源かん養保安林、鳥獣保護区、特別母樹林、裏木曽県立自然公園（普通地域）、木曽悠久の森（核心地域コア a）</p> <p>【保全利用地区】</p> <p>水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、裏木曽県立自然公園（普通地域）、木曽悠久の森（核心地域コア b）、 助六風景林（平成 28 年度中解除予定見込）</p>

<p>その他留意事項</p>	<p>当該保護林に係る文献、標識その他の施設の設置状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「木曾谷・裏木曾地域における希少野生動植物の分布状況調査報告書」(平成 25 年 3 月、中部森林管理局) ・「木曾地方の温帯性針葉樹林の保存・復元に向けた取組検討報告書」(平成 26 年 3 月、中部森林管理局) ・「平成 26 年度神通川、木曾谷及び飛驒川森林計画区保護林モニタリング調査報告書」(平成 27 年 3 月、中部森林管理局) ・保護林標識は今後設置する予定
	<p>当該保護林の名称変更・統合等に関する履歴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤沢ヒノキ等遺伝資源保存林 81.10 ha 小川入国有林 83 い、84 い、86 い、87 い、89 い林小班 木曾ヒノキ、アスナロの天然林を遺伝資源として保存するため昭和 62 年 4 月 1 日設定、平成 28 年 3 月 31 日廃止 ・名古屋ヒノキサワラ 10 林木遺伝資源保存林 44.16 ha 加子母裏木曾国有林 88 い林小班 天然林のヒノキ、サワラを遺伝資源として保存するため、平成 4 年 10 月 27 日設定、平成 28 年 4 月 1 日に当該保護林へ移行 ・赤沢ヒノキ植物群落保護林 332.80 ha 小川入国有林 80 い、81 い・ろ、82 い、90 い、91 い、92 い・は、97 い・ろ・は・に、98 い・ろ・は、99 い、100 い・ろ・は 1・は 2・は 3、111 い、112 い、119 い、120 い・ろ、121 い林小班 人為が加わって成林した典型的な木曾ヒノキの森林生態系を保護するため、平成 5 年 4 月 1 日設定、平成 28 年 4 月 1 日当該保護林へ一部移行(小川入国有林 111 い、112 い林小班以外は廃止) ・助六ヒノキ等植物群落保護林 29.36 ha 王滝国有林 2201 は、2202 い・ろ、2221 い林小班 木曾ヒノキ、サワラを主とし、地質や土壌の違いに基づく植生の違いを良く示す森林として保護するため平成 5 年 4 月 1 日設定、平成 28 年 4 月 1 日に当該保護林へ移行
	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該保護林の区域内に点在する分収育林と分収造林の契約地については、それぞれの契約満了後に、当該保護林への編入を検討する。 ・当該保護林に隣接するレクリエーションの森等については、必要に応じて、地域関係者の意見等を踏まえつつ、当該保護林への編入を検討する。

木曾生物群集保護林位置図

別紙



凡例	
 木曾生物群集保護林「保存地区」	3,266.53ha
 木曾生物群集保護林「保全利用地区」	7,125.66ha
木曾生物群集保護林 合計面積	10,392.19ha
 木曾悠久の森区域	16,579.27ha

新たな保護林設定の考え方

1 基本的な考え方

- 木曽悠久の森の取組の着実な推進に資するよう、改正された保護林設定管理要領（林野庁長官通知）に基づき、世界的に分布が局限されている木曽ヒノキ等の温帯性針葉樹林を保存・復元することを目的として保護林を設定する。
- 新設する保護林は、木曽悠久の森の区域内を検討対象とする。
- 木曽悠久の森の区域内の取扱いは、保護林の設定如何に拘わらず、木曽悠久の森管理委員会で検討されてきた考え方を変更しない。
- 木曽悠久の森の理念を貫徹し難いところについては、保護林制度の外で適切な管理を行うこととする。
- 保護林の設定に当たっては、保護林として設定できるところから始め、今後、地域関係者等の合意を図りつつ、必要に応じて区域の見直しを検討する。

2 保護林の種類

- 既設の保護林は、全て廃止し、新たな保護林の種類・区域を検討する。
- 新設する保護林の種類は、「復元」の取組ができるようにするため、「生物群集保護林」とする。
- 保護林の名称は「木曽生物群集保護林」とする。
- 新設する保護林に包含されない既設の保護林（東俣木曽五木植物群落保護林、カラ沢ヒノキ植物群落保護林、赤沢ヒノキ等林木遺伝資源保存林）は、保護林とはしないが、引き続き、現在と同様の森林の取り扱いとする。

3 保護林の区域

- 新設する生物群集保護林の保存地区は木曽悠久の森の核心地域（コアa）と、同保全利用地区は木曽悠久の森の核心地域（コアb）と、それぞれ一致させることを基本とする。
- 木曽悠久の森の地帯区分は、新設する保護林と整合させるための変更はしない。
- 木曽悠久の森の緩衝地域（バッファ）は、森林施業上の特別な配慮をしつつも、天然林への移行を目指さない施業を行うことも予定しているため、保護林の区域としない。
- 新設する生物群集保護林の保存地区で保全利用地区で囲まれていない箇所については、隣接する森林や木曽悠久の森の緩衝地域によって外部からの影響が及ばないと考えられる。
（長官通知において、「森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができる」とされている。）
- 分収育林と分収造林は、契約に基づく皆伐を予定しているため、保護林の区域にしない。ただし、契約満了後（皆伐後）に、保護林として追加指定する方向で検討する。
- レクリエーションの森は、国民の保健休養のための利用に供する森林であるため、保護林の区域としない。ただし、今後、木曽悠久の森管理委員会の「森林総合

利用・地域振興専門部会」での議論や、地域関係者等の意見を踏まえ、必要に応じてレクリエーションの森と保護林の区域の見直しを検討する。

- 赤沢自然休養林内の千本立、奥千本地区などの特別な地区への観光客の入り込みについては、新たに厳格なルールを設ける方向とする。新たなルールについては、木曾悠久の森管理委員会の「森林総合利用・地域振興専門部会」で検討し、地元自治体や当該レク森に関係する団体（赤沢溪谷を美しくする保護管理協議会など）等との合意の下、適切なレクリエーション利用の仕組みを構築していくことを目指す。
- 赤沢自然休養林に隣接する100林班（22.26ha）は、天然更新技術の観察や教育効果が高いことなどから、今後、レクリエーションの森として設定のうえ施設整備することを見込み、保護林の区域にしない。
- 助六風景林は、レクリエーションの森としての指定を解除することを予定し、保護林として設定する。
- 国民参加の森づくりのためのフィールドの提供箇所として既に設定されている区域は、林業体験等を優先して行う場所として利用する森林であるため、保護林の区域にしない。ただし、林業体験等による森林施業であって「復元」に相当するものは、「復元計画」に位置づけて実施できるようにする。

保護林設定の検討経緯等

検討経緯

平成 27 年 9 月 28 日 保護林制度の改正（林野庁長官通知）

平成 27 年 10 月 1 日 第 1 回中部森林管理局保護林管理委員会の開催

木曽悠久の森の区域内を対象として、保護林の設置を検討する部会
（木曽地域の保護林設定検討部会）を設置

平成 27 年 10 月 7 日 第 1 回木曽地域の保護林設定検討部会の開催

平成 27 年 12 月 2 日 第 2 回木曽地域の保護林設定検討部会の開催

新たな保護林設定の考え方（案）と保護林管理方針書（案）の決定

検討部会における意見等の概要

1 検討管理体制について

- ・ 「保護林管理委員会」と「木曽地域の保護林設定検討部会」、「保護林復元部会」、「木曽悠久の森管理委員会」の役割分担、関係性が整理されていない。
- ・ 木曽悠久の森の取組と保護林の管理が統制されない状況になるおそれがある。
- ・ 林野庁との調整という規定があり、保護林設定検討部会の考え方が覆されるおそれがあるため、保護林内での管理、モニタリングに関するイニシアチブを木曽悠久の森管理委員会が握れるようにすべき。

2 保護林の区域等について

- ・ 先ずは、木曽悠久の森を全て生物群集保護林にして、森林生態系保護地域との違いを示すべき。
- ・ 新たな保護林制度と木曽悠久の森のゾーニングの考え方が合致していない。保護林から外さざるを得ない部分や虫食いの抜けてしまう部分が生じることによって、木曽悠久の森の意義を見失うことのないようすべき。
- ・ 保護林にすると厳しい制約が課されると考えられるため、何が出来るのかといった具体的な議論をした上で、保護林の設定を考えるべき。
- ・ 木曽悠久の森の緩衝地域は適切な森林施業を行うことも大事。
- ・ 保護林を全く設定せずに、木曽悠久の森の取組のみをやっていくという考えもある。
- ・ 木曽悠久の森の取組では、特殊用材の要望に対する対応やレクリエーション利用を考えており、それらの可能性のある地域は全て保護林から外さなければ、木曽悠久の森としての自立性が保てなくなる。
- ・ 保護林にしてしまうと木曽悠久の森で議論したことができなくなるおそれがある。
- ・ 新たな保護林制度を機械的に判断して保護林の概念を絞るのではなく、柔軟に解釈すべき。
- ・ 保護林に設定された場合にどのような制約が課されるかが明確でないため、今後議論の余地のない区域に限定して保護林の区域を設定するべき。（例えば、北沢地区は現時点では保護林にすべきではない。）
- ・ 保護林の保存地区が保全利用地区で囲まれない場合は、保存地区の外側の森林が緩衝の役割を果たすように措置すべき。

- ・ 「復元」の過程でかなり自由度が高いことができるはず。「復元」のモデルを中部森林管理局で示していくようにすべき。
- ・ 分収育林での皆伐も「復元」の概念に含めてもよいと思う。
- ・ 国民参加による「復元」があってもよい。
- ・ 「復元」の技術はまだ確立していない。100年先、200年先に技術が確立することを見込んでこのプロジェクトを進めていけばよい。
- ・ 間伐や下層木の除去という人為により現在の赤沢美林がある。
- ・ 「復元」は、その群集が生態系として自立できるようにするのが原則。生態系を元にあった姿に戻す「復元」と景色の「修景」は違う。
- ・ 木曾悠久の森の核心地域（コアb）での「復元」については、目標林型について、あらかじめ合意形成を図るべき。
- ・ 生物群集保護林をどう活かすのか、どういうものにしていくかについて、攻めの姿勢が感じられない。
- ・ 赤沢自然休養林の活用は地域として大変重要。
- ・ レクリエーションの森の区域を狭めることは慎重でありたいと思う。赤沢自然休養林の千本立地区や奥千本地区は健全性を保つ必要があるため、赤沢自然休養林の区域を保護林に設定しないとしても、将来に向けて地元関係者と意見交換をしていくべき。
- ・ 赤沢自然休養林は、貴重な場所として保護林が一部設定されていたことが魅力となっていた。保護林でなくなるによりレクリエーション利用にデメリットとなるのではないか。
- ・ 既存の保護林を廃止することで生じるリスクを考えるべき。
- ・ 地域住民等からの理解が得られるのであれば、レクリエーションの森だからといって一律に保護林に設定しないようにすべきではない。
- ・ 国立公園の特別保護地区にも観光客を入れているので、保護林とレクリエーションの森という二分論にすべきではない。
- ・ 助六風景林の指定を解除し保護林とした場合、将来の利用ができなくなるか。
- ・ 分収造林、分収育林であっても、皆伐後の取り扱いが「復元」に沿ったものであれば、保護林に含まれても問題ないのではないか。
- ・ 生物群集保護林の規模は1000ha以上であるため、分収林など、保護林として不適切なところがあれば除いてもよいのではないか。どこまで保護林として許容できるか見極めが必要。

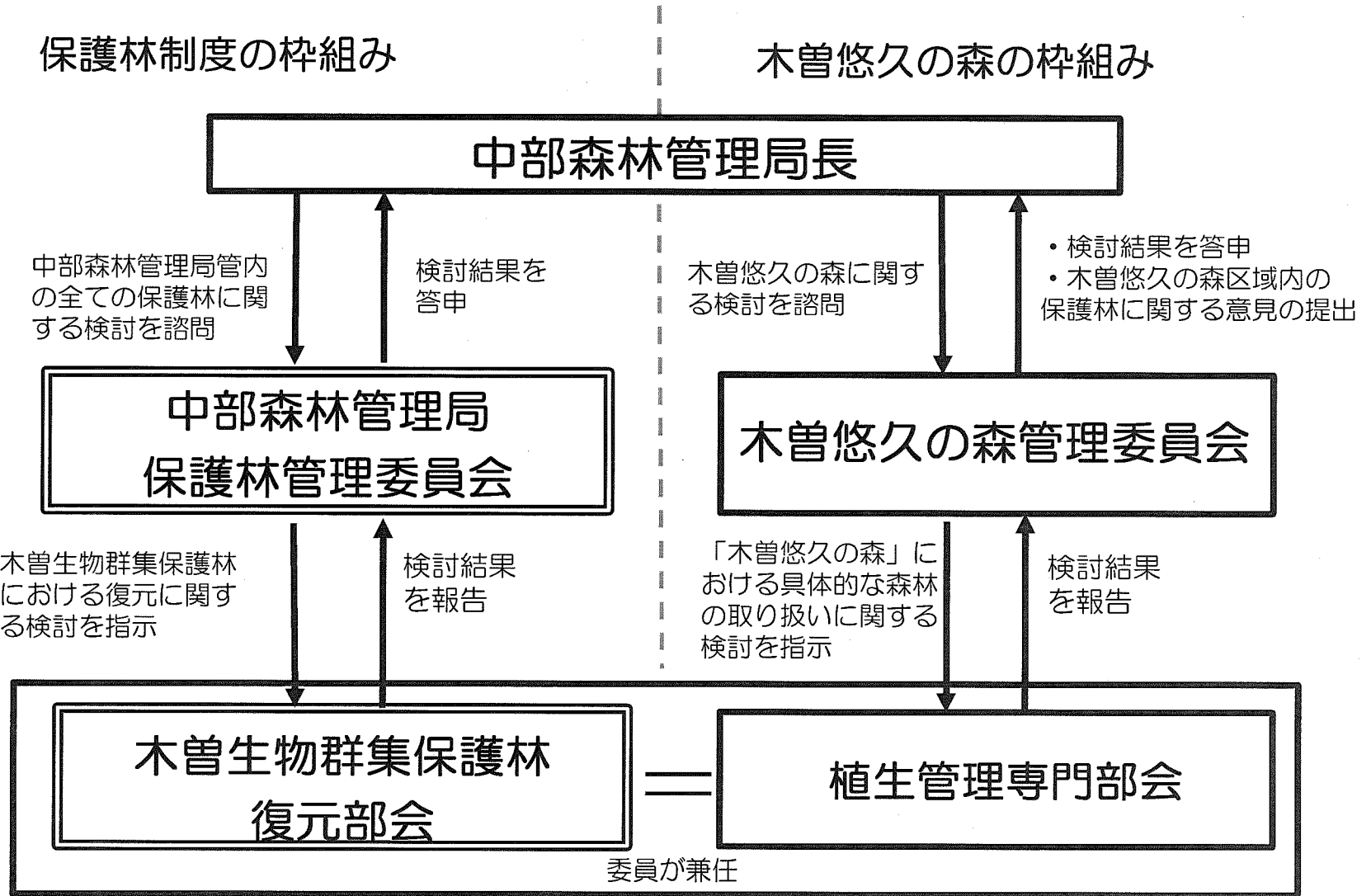
3 まとめ

- ・ 保護林の保護・管理・利用に当たっては、保護林が木曾悠久の森の区域内にあることから、木曾悠久の森管理基本計画の考え方のもとで行われるべき。
- ・ 保護林の設定区域については、（案）のとおりとするが、今後も必要に応じて見直しを検討すべき。
- ・ レクリエーションの森、既往の保護林、分収林等の取扱い方針について、保護林管理方針書や木曾悠久の森管理基本計画に明示すべき。

木曽生物群集保護林に係る保護林復元部会の設置（案）

保護林制度の枠組み

木曽悠久の森の枠組み



木曽生物群集保護林復元部会の運営について（案）

第1 趣旨

中部森林管理局保護林管理委員会運営要領（平成27年10月1日施行）第3の4に基づき設置された部会の運営については、次のとおり定めるものとする。

第2 任務

部会は、木曽生物群集保護林を対象として、復元すべき目標林型、復元手法等について検討を行う。

第3 運営

- 1 部会の開催は、中部森林管理局保護林管理委員会委員長が招集する。
- 2 部会は、その過半数の出席をもって成立する。
- 3 地方自治体の長が部会の委員となっている場合には、代理を認めるものとする。
- 4 部会には座長をおき、委員の互選により選任する。
- 5 座長は、議事を運営する。
- 6 座長は、部会の承諾を得て、委員の中から座長代理を指名することができる。
- 7 部会は、議事の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 8 部会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは座長の決するところによる。
- 9 部会の議事は、原則公開とする。ただし、座長は、議事の内容に応じて非公開とすることができる。
- 10 部会の議事概要については、中部森林管理局のホームページを通じて公開する。

第4 事務局

部会の事務局は、中部森林管理局計画課において行う。

附則1 この要領は、平成 年 月 日から施行する。

木曾生物群集保護林復元部会委員(案)

所 属 等	氏 名
信州大学農学部 教授	岡野 哲郎
鳥取大学農学部附属フィールドサイエンスセンター教授	大住 克博
国立研究開発法人森林総合研究所四国支所 産学官連携推進調整監	杉田 久志
東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授	山本 博一
公益財団法人日本自然保護協会 参事	横山 隆一
和歌山大学観光学部 教授	大浦 由美

※敬称は略させていただきます。